

若手技術者へ贈る言葉

軍事研究に加担してはならない



植松哲太郎

軍事研究の公募

最近、軍学共同研究という言葉をよく耳にする。とくに 2015 年に、防衛省が「安全保障技術研究推進制度」を打ち出してからよく聞くようになった。防衛省の提案するテーマに関する研究を大学、公立研究機関、民間企業から公募し、採択されれば研究費を出すという競争的資金制度である。(2016 年からは防衛装備庁が委託者になった。) 委託者が提案するテーマは当然、長い目で見れば軍事に深く関わるものであるから、この制度は防衛省の費用で大学が軍事研究をするのを後押しするものである。

日本はご存知のように第 2 次世界大戦に負けて、1945 年 8 月 15 日に敗戦国になった。大戦中は国家総動員法のもとに、日本中の科学者、技術者が軍事研究に狩り出された。強権の軍部に協力する科学者も、日本国民を救うことを夢見て頑張る技術者もいたが、戦争を嫌い、軍部を嫌って面従腹背の協力をした人もいたという。戦後、ノーベル物理学賞を受賞した朝永振一郎博士の戦時中の論文は、要所要所に巧みに穴が開いている抵抗の論文だったとい¹⁾う。

学術会議の対応

戦後の 1949 年に、任命問題でいま話題の日本学術会議が創設された。科学者の国会とも呼ばれる学術会議は、1950 年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を発した。さらに 1967 年には、同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した。むろんこれらの声明は、科学者たちの戦時中の戦争協力への反省と将来、同様の事態が再び起こり得ることへの懸念がその背景にあった。

それから 50 年ほど経っての今回の「安全保障技術研究推進制度」である。憲法第 9 条で戦争の放棄を高らかに謳って戦後を出発した敗戦国・日本ではあるが、最近はその崇高な精神から離れ、戦争のできる国に変身してしまったような政策が次々に出されていることは多くの人が認めるところであろう。今回の「安全保障技術研究推進制度」はまさにそのような政治情勢と軌を一にして登場したように思える。

今回の「安全保障技術研究推進制度」は、将来の

軍事的装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家ではなく防衛装備庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多いと学術会議は判断し、2017 年 3 月に「軍事的安全保障研究に関する声明」を発出した。その中で、学術会議は、学問の自由および学術の健全な発展という見地から 1950 年および 1967 年の「上記二つの声明を継承する」と謳った。

大学の対応

学術会議のこの声明に歩調を合わせるような形で、全国の多くの大学で「安全保障技術研究推進制度」に対する大学の態度を検討する機運が高まった。たとえば某国立大学では、早くも 2016 年 4 月に、「本学に所属する研究者は、軍事に直接繋がる研究を行ってはならない。今回の公募事業については、その公募内容から判断し、本学研究者の応募を認めない」という理事通達を出した。

また某私立大学では、軍事研究に対する基本的な姿勢として、「人間の尊厳、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動に従事しない」ことを研究倫理規準に定め、具体的には以下の 3 つの明確な方針を打ち出した。

- ① 防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」への申請は認めない。他大学の申請に共同研究者として参画することも認めない。
- ② 国内外の軍事防衛を所管する公的機関からの研究費等の資金は受け入れない。
- ③ 企業からの受託研究等については、その研究内容が軍事防衛目的である場合は、研究費等を受け入れない。

応募・採択状況

「安全保障技術研究推進制度」の応募・採択状況を数値データで追ってみる。この制度がスタートした 2015 年度は、予算規模 3 億円に対し 109 件の応募があり、9 件が採択された。大学からは 58 件の応募に対して採択は 4 件であった。以後、予算規模は年々大きくなり、2021 年には 101 億円となった。その間、応募

件数は毎年 100 件前後とあまり変わらず、採択件数も毎年 20 件前後であり、2021 年度は応募 91 件、採択 23 件である。しかし大学だけに限ってみると、初年度の応募件数 58 件から以降は年々減少し、2021 年度は応募 12 件、採択 5 件という状況である。これは学術会議の 2017 年声明の影響もあるだろうし、多くの大学で軍事研究に対する対応を改めて検討し始めたことにも起因しているであろう。しかし 2019 年度には、5 年間で 20 億円の研究費という超大型タイプの研究が採択された大学があるので、問題は複雑である。

デュアルユースの科学技術

軍事研究の是非を論ずるときにしばしば用いられる言葉に「デュアルユース」と「自衛のための研究」がある。しかも軍事研究の正当性を主張するため、あるいは妥当性を弁解するために使われることが多い。

デュアルユース(軍民両用技術)は科学技術の成果が民生(平和)利用にも軍事利用にも使われることを指す。あらゆる科学技術の成果はデュアルユースの可能性がある。コンピュータ、インターネット、カーナビ等のように最初に軍事目的で開発され、後に民生に転用されたケース(スピノフ)もあれば、飛行機、ロボットなどのように民生用に開発された技術が後に軍事技術に転用されたケース(スピノン)もある。

多くの場合、民生利用と軍事利用を区別することは不可能に近い。区別できるのは、技術開発段階でどこから研究資金が出ていたかだけである。だから軍の関係筋から研究資金を得たり、軍の研究機関と共同研究を行ったりするのは軍事利用を目的とした軍事研究である。大学人はデュアルユースを口実に手を出してはいけない。大学人は、まともな助成組織からの研究資金の獲得に力を入れ、堂々と自由に研究すべきである。たとえ少ない研究費で苦労しなければならない研究生活になんて、武士は喰わねど高楊枝を決め込むしかない。科学者、技術者を志したときの原点に立ち返り、世界の平和と人々の福利のために頑張るしかない。科学の成果はデュアルユースだから軍事利用は可能かもしれないが、少なくとも「自分はそれに加担していない」という矜持を持ちたい。それが研究者、技術者の良心であると思う。

将来的に民生目的に転用する約束は、「安全保障技術研究推進制度」の趣旨にも強調されている。しかし防衛省の第一の目的は軍事技術の開発であり、それが防衛省の任務なのであるから、民生利用への転用などは二の次、三の次の関心事と考えるべきである。

民生利用への転用は、その技術が軍事的に価値を持たなくなつてからである。それまでは、軍事的に有用であればあるほど、研究成果の公表もままならず、研究者としての命を奪われたも同然となるであろう。自分の研究は、今は軍事装備の開発だが、将来は民生利用になるから正当化されると考えるのは自己欺瞞であり、お人好しな話であろう。

自衛のための研究

防衛省との共同研究が防衛(自衛)目的の研究テーマであれば問題ないとか、将来的に民生目的への転用が約束されていれば問題なしとする意見もある。前者は、防衛目的=平和目的、攻撃目的=戦争目的、と区別し、防衛目的の研究ならば平和目的だから問題ないとする考え方である。しかし歴史上、すべての戦争は自国の防衛のためという大義のもとに戦われたことはよく知られている。たとえ先制攻撃をしても「自国の防衛、自衛のため」だったと嘯いた。ここで盾と矛の逸話を持ち出すまでもなく、軍事にあっては防衛と攻撃はまったくの同義語である。防衛だけのための研究はあり得ないのである。

贈る言葉

以上見てきたように、軍事研究そのものである「安全保障技術研究推進制度」に対する私の考えは、はつきりと「NO」である。この制度に反対であり、若い研究者たちがこの制度を利用して研究費を得て、研究を進めようとするに反対である。「軍事研究に加担してはならない」という言葉を私は若い研究者・技術者に贈りたい。

この問題をもっと深く考えるには、下記の参考文献を一読されることをお薦めする。

参考文献

- 1) 益川敏英:『科学者は戦争で何をしたか』集英社新書(2015).
- 2) 池内了:『科学者と戦争』岩波新書(2016).
- 3) 池内了、小寺隆幸編:『兵器と大学—なぜ軍事研究をしてはならないか』岩波ブックレット(2016).
- 4) 池内了:『科学者と軍事研究』岩波新書(2017).
- 5) 池内了:『科学者は、なぜ軍事研究に手を染めてはいけないか』みすず書房(2019).

うえまつ・てつたろう:富山県立大学名誉教授